

事件番号 平成27年(レ)第615号
慰謝料請求控訴審事件

2015年12月2日

東京地方裁判所民事第24部
合議ろA係 書記官 鈴木殿
fax 03-3581-5444

付郵便普通書留送達の件

過日、対面してお伝えしたとおり、やはり巻頭事件判決書の特別送達郵便は郵便法第37条及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反する送達が為された、故に民法第97条でいう「到達」には当たらない。

裁判所からの特別送達は到達していても、その中身が判決文や期日通知書であればこれは裁判所の意思表示であり、これが郵便法に違反した特別送達及び普通郵便物であったなら、この郵便物は到達はしていても、郵便法第37条により法的効力はないということになる。

郵便法第37条第1項、この法律若しくはこの法律に基づく総務省令又は郵便約款に規定する手続を経て郵便物を交付したときは、正当の交付をしたものとみなす。

この「正当交付」とは、郵便法違反で届いた郵便物は「正当交付」にはならない、郵便法違反は、強行規定違反にあたる。

送達が適法でない限り、かかる裁判は終了したことにはならない、郵便法違反であれば、判決が特別送達によって送達されているとしても、郵便法第37条によって民法第97条でいう「到達」は、法的効力がなくなる。

でありますから、この特別送達郵便は返戻させて戴きます、貴官に誤りが有つての受取拒否ではなく申し訳ないのですが、再度に付郵便普通書留(簡易書留ではなく)で発送願えないでしょうか、よろしく申し上げます。 以上

配達状況詳細 必ず経由する統括郵便局の表示がない

お問い合わせ番号	商品種別
178-53-23148-0	一般書留

履歴情報

状態発生日	配送履歴	詳細	取扱局	県名等
			郵便番号	
2015/11/25 17:09	引受		東京高等裁判所 内郵便局	東京都
			100-0013	
2015/11/26 01:30	発送		銀座郵便局	東京都
			100-8799	
2015/11/26 06:29	到着		八王子郵便局	東京都
			192-8799	
2015/11/26	ご不在のため持ち戻り		八王子郵便局	東京都
			192-8799	

